

行橋市男女共同参画を推進する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月19日

行橋市長 工藤 政宏

行橋市条例第24号

行橋市男女共同参画を推進する条例の一部を改正する条例

行橋市男女共同参画を推進する条例（平成15年行橋市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第28条第8項ただし書を削る。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。